

令和6年度 子育てにやさしいまち実現プロジェクト

宇治市まちのリビング促進事業補助金 募集要項

1. 事業の目的

別紙「令和6年度まちのリビング創出促進事業の考え方」(以下「事業の考え方」という。)に基づき、「ばしょ・きっかけ・つながり」を備えたまちのリビングの創出促進を支援するため、予算の範囲内において、宇治市まちのリビング促進事業補助金交付要項に基づき、個人・団体等へ補助金を交付します。

2. 補助対象者

次のいずれも満たすこととします。

- ・宇治市もしくは京都府を中心に活動している法人、団体、個人であること。
- ・宇治市暴力団排除条例(平成25年宇治市条例第43号)第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

3. 補助対象事業

(1)補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)

- ・まちのリビングにおける新たなきっかけを創出するための事業
- ・まちのリビングにおけるつながりを促進するための事業
- ・すでにあるきっかけやつながりをエリア内外に広めるための事業

(2)補助対象期間

交付決定日から補助事業完了日又は令和7年2月28日(金)のいずれか早い日までとします。

(3)注意事項

補助事業は、次に掲げる条件を全て満たす事業とします。

- ①長期に亘ってまちのリビングとして機能するための事業であること。
 - ・事業の継続性を確保するため、参加費などで事業収入を得ること。
 - ・広く人々に開かれた場をつくるため、広報手段として SNS 等を活用すること。
 - ・本補助金は、既存又はすでに実施を予定している事業への財源充当をするもの、すなわち、イベント実施を補助するものではなく、まちのリビングの促進を補助するものであることに留意すること。
- ②専ら営利を目的とし、公益性を欠く事業でないこと。
- ③政治活動又は宗教活動を目的とする事業でないこと。
- ④事業の効果が特定の個人又は申請団体等のみに帰属する事業でないこと。
- ⑤事業の主たる内容を外部に委託する事業でないこと。
- ⑥その他、市長が補助金の交付対象として適当でないと認める事業でないこと。

4. 補助対象経費

(1) 補助対象となる経費

補助金交付の対象となる経費は、当該補助事業に直接要する経費で、別添「補助対象・対象外経費例一覧表」記載の経費とします。

(2) 補助対象とならない経費

次に掲げる経費は、原則、補助対象とはなりません。

- ① 補助対象期間中に支払いが完了していないもの
- ② 証拠書類等によって金額や支払等が確認できない経費
- ③ 当該補助対象者に係る経費
- ④ 補助金に係る書類作成及び経理事務等、団体等の経常的運営経費にあたるもの
- ⑤ 他の補助金等を受けている経費

5. 補助金額

補助金額は、まちのリビング1ヶ所につき、30万円を上限とします。ただし、審査時に補助金額を調整する場合があります。

6. 採択者数

予算の範囲内で採択します。

7. 申請について

(1) 申請期間

令和6年4月15日(月)から令和6年11月15日(金)まで
ただし、予算に達し次第、受付を終了します。

(2) 申請方法

申請前に事前相談(ヒアリング)を行いますので、市民協働推進課までご連絡ください。

(3) 申請書類

- ① 宇治市まちのリビング促進事業補助金交付申請書(様式第1号)
- ② 事業計画書(様式第2号)
- ③ 収支予算書
- ④ 定款又は規約等の団体の運営規約に相当するものの写し ※法人、団体の場合のみ
- ⑤ これまでの事業・取組等がわかる資料

(4) 申請書類提出先

〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所 市民協働推進課
電子メール: shiminkyodo@city.uji.kyoto.jp

8. 審査、交付決定

- ・申請された事業については、下記の審査基準に基づく審査を行い、採択基準(60点)を満たした事業について、予算の範囲内で交付決定を行います。

(審査基準)

審査項目	配点
・事業目的の設定が適切か ・対象エリアのコミュニティに関する現状・課題を的確に把握しているか	20点
・「事業の考え方」に基づく事業内容か ・実現可能な計画か	30点
・補助期間終了後も長期的にまちのリビングとして機能し、地域コミュニティの活性化につながる見込みがあるか	30点
・経費の積算が適切か ・事業に要する費用と目的・効果とのバランス(費用対効果)はとれているか	20点

- ・審査において、ヒアリングを行う場合があります。
- ・必要に応じて、資料の追加提出等を求める場合があります。
- ・書類審査時点で下記に該当する場合は、不交付と決定する場合があります。
 - ①本事業の趣旨や目的等と明らかに乖離している事業内容の申請である場合
 - ②その他交付することが明らかに不適当と認められる場合
- ・審査結果は、申請者に通知します。

9. 交付決定後

交付決定を受けた申請者は、下記の点に留意して事業を実施してください。

- ・事業内容は当初計画から逸脱しないこと。
- ・事業執行にあたり、交付決定額の増額を伴う変更や、交付決定額の20%以上の減額を伴う変更、又は補助事業の内容の重大な変更を行う場合は、予め市と協議の上、変更承認申請書を提出すること。

10. 補助事業終了後

(1)実績報告

事業終了後は、速やかに以下の書類を提出してください。

- ①宇治市まちのリビング促進事業補助金実績報告書(様式第4号)
- ②実績調書(様式第5号)
- ③精算額明細書
- ④写真やイベントレポートなど、補助事業の様子がわかるもの
- ⑤補助対象経費を支出したことがわかる書類の写し

※経費の内容(報償費、消耗品費、印刷製本費など)ごとにまとめて提出してください。

※領収書等は、宛名(申請者名)、領収金額、但し書き(支払内容)、発行年月日が正確に記載されたものを提出してください(未記入、不鮮明な場合は、補助金を交付することができません)。

(2)補助金額の確定

実績報告内容の確認後、申請者に補助金額の確定通知書をお送りします。

(3)交付の請求

補助金額の確定後に、請求書と口座振替依頼書を提出してください。

(4)注意事項

補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了後の翌年度から5年間保存してください。

11. 事業の流れ

交付申請	【申請者】 令和6年4月15日(月)から令和6年11月15日(金)までに、申請書類を提出してください。
交付決定、通知	【宇治市】 申請内容を審査し、結果を書面で通知します。
補助事業の開始	【申請者】 交付決定後に、補助事業を開始してください。
補助事業の完了	【申請者】 令和7年2月28日(金)までに、補助事業を完了させてください。
実績報告	【申請者】 補助事業完了後、速やかに実績報告書類を提出してください。
補助金額の確定、通知	【宇治市】 実績報告内容の確認後、補助金額を確定し、通知します。
交付請求	【申請者】 請求書と口座振替依頼書を提出してください。